

令和6年8月30日受付 肝付町議会事務局 第339号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 委員会会議録

[ 産業・福祉委員会 ]

1. 日 時 令和6年8月19日(月)  
~~午前~~・午後9時55分開議 ～ ~~午前~~・午後11時35分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 吉原・前田・田中・中原・木村 計5名 欠席：益山・田布尾
4. 事務局職員 西森
5. 説明員 健康増進課長及び担当職員
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

(1) 閉会中の継続審査について

陳情書(健康保険証の存続を求める陳情について)

説明員：健康増進課長及び担当職員

(2) 閉会中の継続調査について

「本町の稲作について」

8. 議事の経過概要

【委員長あいさつ】

只今から産業・福祉委員会を始めたいと思います。

田布尾委員と益山委員は本日欠席となりますが、田布尾委員は途中から出席するかもしれないということでもあります。

本日は健康保険証の陳情について、健康増進課より説明員として出席していただきます。

陳情書について、どの様な判断をされるか、採択・不採択又は審議未了など考えていただき、意見いただき、説明員への質問等をお願いしたいと思います。方針を決めたいと思います。

また、本町の稲作についてですが、範囲が広くまとめきれていないところもあります。

参考資料として、肝付町おいしい米づくり研究会の総会資料等ありますのでご確認いただき意見等だしていただければと思います。

それでは(1)の健康保険証の存続を求める陳情について、健康増進課から現在の状況などについて説明をお願いしたいと思います。

(1) 閉会中の継続審査について

陳情書(健康保険証の存続を求める陳情について)

説明員：健康増進課長及び担当職員

委員長：前回との説明と情勢が変わった点など説明して頂ければと思います。

健康増進課長：前回の委員会と大きく変わっていない状況である。前回から短期交付者によるお話があるが、健康保険法の中で動いている。税については国民健康保険税法の中で動いていることになる。国民健康保険法の中で短期交付はできるとなっているが、今回、マイナンバーカードに切り替わるにあたって、厚生労働省からきているのは、それはうたっていない。基本的には保険証があるか、ないかになっており、短期保険証の取り扱いはない状況である。そのような状況の中で準備を進めているところでもあります。

【意見（質問）・回答】

- ・本町の取得率の状況は？ マイナンバーカードへの移行に係る周知の方法とその反応は？

健康増進課長

70%ぐらいである。昨年度保険証発行の段階でチラシにより周知をしており、先月も周知をしている。数名の方が窓口に来られて紐づけをされていない方が相談に来たりしている。問い合わせがあった際に手続きをしていただいている。

- ・30%の方は紐づけをすることに反対なのか、どうなのか把握はしていないか？

健康増進課長

個人情報の問題など当初のマイナンバーカードの取得に至っていない場合もある。

- ・資格確認証は申請をするのか？自動的に発行されるものか？

健康増進課長

紐づけされていない方については、自動的に郵送される。

- ・導入費用で病院が閉鎖していくというような記事があるが、費用は高額なのか？また、大隅管内でそのような病院があるか？

健康増進課長

病院の閉鎖については、鹿屋市の病院が高齢により閉鎖しているところもある。

- ・再度確認しますが、導入費用などにより閉鎖した病院は大隅管内ではなく、マイナンバーカードを使って病院も利用促進を進めている。国の方も診療報酬を上げている状況でよいのか？

健康増進課長

おっしゃるとおりであります。期限が12月1日までとなっているので、医師会の方も動いて病院側もマイナ保険証に切り替えるという状況である。

- ・県内で反対している病院や団体・グループなどはないか？

健康増進課長

今のところ、そのような話はない。

- ・高齢者の方で理解できていない方はいないか？

健康増進課長

施設に入っている方は、その施設が管理されている。  
周知している中では、問い合わせなどない状況である。

- ・高齢者などは理解できるか心配である。振興会内で周知をすることも大事だと思いますが如何か？

健康増進課長

周知を徹底して図らないと個々の保険証の問題となりますので、全体に周知をしていくこととしている。

- ・以前にマイナ保険の紐づけ状況という資料を頂いている。保険加入者数 3,453 人に対してマイナ保険証登録者数 2,443 人でマイナ保険証登録率 0.7075、約 70%となっている。

この資料からすればほとんどの方が保険証と紐づけをしているということになるのか？

先ほどありました残り約 30%はいろんな事情があって、例えば施設にいたりとか、独居老人でわからない人もいるかと思う。行政としてはいろんな通知をしていると思いますが、12月から保険証が変わることについて、漏れがあると困ると思う。100%の交付率にするためには、集落で説明を

行い、把握ができると思うが如何でしょうか？回覧だけでよろしいか？

健康増進課長

この数字には多少漏れがあるかもしれませんが、病院に行かれてまだ紐づけされていませんよという話から手続きをすることになるかもしれません。

今周知をしている分については、個々にチラシを配布している状況である。

紐づけていない方については、保険証に代わるものを郵送することになり、それを持って病院を受診された場合は、マイナ保険証について病院側から説明をして頂く体制をとっている。

集落においても、この人が手続きをしておりませんなど個人情報に関係もあるので話ができるかわかりませんが、周知を徹底していこうと考えている。

- ・理解できない人の救済を考えたほうがいいのか。国の施策だからやらないといけないと思う。

- ・振興会の中で登録されていない人など把握はできるのか？できるのであれば、担当者としてどのように考えるか？

健康増進課（担当）

把握はできると思う。実情分析が出せるか心配である。できるところまではやっていこうと考える。

- ・マイナンバーカードの作成は、個人の自由（任意）である状況なので、国の状況も悪いのではないかと考える。
- ・取りこぼしの無いようにしていくことが必要でないかと思う。健康増進課ができる良い方法を考えるべきではないか？

健康増進課長

3割の方々がどのような状況なのか、その状況を確認して分析し周知の方法を考えていく。

- ・陳情書の提出があるので、判断をすることになる。確認して分析することは非常に大事であるのでぜひお願いしたい。
- ・医療機関や薬局も含め、ほとんどマイナンバーカードで対応しているのではないか？

健康増進課長

月に1回の保険証の確認で、マイナンバーカードを提示するよう言われると思う。

保険証を提示すればそれで対応することもあると思う。

- ・先ほどあったなぜマイナ保険証をつくらないのかななどの意見集約は大変な作業ではないか？

健康増進課長

どのような理由で紐づけをされていないのかななどを把握して、住民課とも連携を図りながら対応していく。健康管理全体（検診や予防接種など）がマイナンバーカードに関連するので、取得率を上げるとしていきたい。

- ・12月2日には移行されるので、できることはやっていくことが必要だと思う。
- ・一番困るのは加入者だと思う。担当課も陳情書を確認していると思うが、「申請者の任意の元に・・・」となっているが本町はそのような対応か？

## 健康増進課長

本町も任意となります。任意であるからこそ、紐づけされていない方に関しては、別途保険証に変わるものを発送することになっているので、被保険者（保険税を納めている方）は同じ割合で保険証を利用することになる。

マイナンバーカードが無いからというような不公平さはでてこない。

委員長：そのほかに質問がなければ終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：なし。

委員長：それでは以上で、健康増進課による説明を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

## 【休憩】

### 【今後の進め方について】

委員長：改めて、陳情書をご確認いただき判断をご意見いただきたい。

### （意見）

- ・本町は健康保険証の資格証明書を交付することになっているので、根幹を揺るがすことはないと思う。また、陳情項目の1つ目の任意の判断のみに基づくについては、クリアしていると考え。2つ目の健康保険証の存続については、資格証明書を交付することになっているので、ここもクリアしていることもあるので、国に意見書を提出する必要はないと考える。
- ・国の施策ということで12月で廃止するという事は決まっている。他自治体の状況を確認すると文書配布となっている。本町においては担当課より状況など確認していることなどから、国の制度ということもあり意見書を提出する必要はないと考える。

委員長：以上のような意見がございましたが、採択せず意見書は提出しないということではよろしいでしょうか？

委員：異議なし。

### 【結論】 審議未了により報告とする。

### (2) 閉会中の継続調査について

#### 「本町の稲作について」

委員長：前回、担当課より説明を求め、状況を確認したところである。

米価が上昇している理由として、残暑による不作が原因やインバウンドにより外国人が観光により消費していること等、供給とのバランスにより価格が上がっているとの説明があった。また、ジャンボタニシが発生しており対策をしないといけない等説明があった。

今年のお米は不作と聞いているが、ご意見がないでしょうか。

### 【意見】

- ・今年のお米の収量は、出穂期に非常に天気が悪いことと高温障害により激減しているらしい。おそらく普通作も収量は悪いのではないかと。20aで5~6俵は減っていると思う。
- ・そのような状況から、米不足がある。
- ・水田の作付けについて、WCSが多く水稲作付けが少ない。所得の関係にも繋がる。
- ・稲作農家に対する補助がない。
- ・前回の資料で令和6年度の飼料用米の作付けが極端に減っている。価格の動向において、主食用

米が増えていくのか。

- ・ジャンボタニシが活動するのは、飼料稲を植えたころから被害があるような気がする。他自治体の取り組みなど情報交換をしながら農業振興課で進めていただきたい。
- ・様々な事例を提供したが、課長から担当にうまく伝わっていない。他自治体の良いところを取り組んでほしい。
- ・一般質問で問うたことについては、追及をする必要がある。
- ・全国的に数量はあっても1等米が減っている。
- ・現状を随時把握する必要があるのではないのか。
- ・現場に行って農家の声を聞くなど必要。
- ・肝付町おいしい米づくり研究会を調査して話を聞くことも必要ではないか。
- ・継続調査にしてはどうか。
- ・調査としての報告が提出できない状況である。

委員長：以上のような意見がございましたが、今後も継続調査とし協議していくということによろしいでしょうか？

委員：異議なし。

#### 【今後の進め方について】

- ・継続調査とし今後も協議する。

#### (3) その他【意見交換・情報提供】

- ・甘藷の作付けについて、  
ヒルガオハモグリガ\*が広がっている。  
行政も現地を確認し情報収集を行うべき。  
生産者の代表である（直接農家と接触している）JA と連携を図り、把握して行政に情報提供するべき。  
連携体制をしっかりと行い、情報提供を行うべき。
- ・会議録の資料を今後も提出してほしい。
- ・次回開催については、改めて連絡する。

※ヒルガオハモグリガとは…

今年は気温が高いことから、ヨツモンカメノコハムシ及びヒルガオハモグリガの発生が早まり、定植苗での被害が県本土で認められています。

- ・県病害虫防除所が行った、達観調査（79ほ場）の一部のほ場で被害が確認されました。
- ・今後、世代が進むと被害が激しくなることもあります。
- ・幼虫は葉内を潜孔して加害するため、葉害が到達しにくく、多発すると幼虫の出す糸が葉上を覆い薬剤防除が困難になります。
- ・苗に寄生するため、育苗床で被害が見られた苗を使用したほ場では、今後の発生に注意しましょう。



図2 ヒルガオハモグリガの被害葉（左：葉害、右：葉食）

（志布志市ホームページより）

令和6年9月12日受付 肝付町議会事務局 第361号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 委員会会議録

[ 産業・福祉委員会 ]

1. 日時 令和6年9月10日(火)  
(午前)・午後9時58分開議 ～ (午前)・午後10時25分散会
2. 場所 第2委員室
3. 出席委員 吉原・前田・田中・中原・木村・田布尾 計6名 欠席：益山
4. 事務局職員 西森
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
  - (1)閉会中の継続審査について  
 陳情書(健康保険証の存続を求める陳情について)

- (2)閉会中の継続調査について  
 「本町の稲作について」

### 8. 議事の経過概要

#### 【委員長あいさつ】

益山委員については、欠席となる。  
 早速ではあるが、事件の協議に入らせていただく。

#### (1)閉会中の継続審査について

陳情書(健康保険証の存続を求める陳情について)

委員長：前回の会議録をご確認いただきたい。

前回、採択しないと説明をしたが、国の動向を見極めることが必要であることなどから、審議未了とさせていただきたい。審議未了とする理由については、前回の委員会における意見※であったとおりとする。

※ 前回(8/19)の委員会における意見

- ・本町は健康保険証の資格証明書を交付することになっているので、根幹を揺るがすことはないと思う。また、陳情項目の1つ目の任意の判断のみに基づくについては、クリアしていると考え。2つ目の健康保険証の存続については、資格証明書を交付することになっているので、ここもクリアしていることもあるので、国に意見書を提出する必要はないと考える。
- ・国の施策ということもあり、12月で廃止するという事は決まっている。他自治体の状況を確認すると文書配布となっている。本町においては担当課より状況など確認していることなどから、国の制度ということもあり意見書を提出する必要はないと考える。

#### 【意見】

・国の方針としては、資格確認書の最長5年と示されていることから、審議未了とすることでよいと思う。

委員長：以上のような意見がございましたが、審議未了ということによろしいでしょうか？

委員：異議なし。

【結論】 審議未了により報告とする。

(2) 閉会中の継続調査について

「本町の稲作について」

委員長：事前に農業振興課と協議をしてきた。

農家全体に波及・普及することは難しい。土壌の土づくりから行わないといけない。そのようなことから、同じように広まっていくことは難しい。

【意見】

- ・執行部側の考え方はわかるが、農家の今の実態を聞いてみてはどうか。
- ・今年については、収量も減り価格の動きもある。次の動向をみる必要があると思うので、継続的に行ってほしい。
- ・肝付町おいしい米づくり研究会の意見を聞くことも必要であると思うので、継続して調査する必要がある。

委員長：以上のような意見がございましたが、今後も継続調査とし協議していくということによろしいでしょうか？

委員：異議なし。

委員長：現地調査を行い意見を聴取し、日程については調整させていただく。

【結論】 継続調査と報告する。

(3) その他【意見交換・情報提供】

- ・所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書の提出期限：9/17（火）17時まで

・調査研修について

研修場所などについて、次回の委員会までにご意見を伺いたい。  
九州管内だけでなく、全国でも構わない。

研修先など希望について、9月20日（金）までに提出していただきたい。  
日程などについても、都合の悪い日を示していただきたい。

調査内容について、研修内容はどこまで対応できるのか、確認してほしい。

産業・福祉委員長

吉原 光

